

論文

私費外国人留学生のアルバイト経験と就職状況の関係について —小規模私立文系大学の留学生政策の現状と課題—

○小川祐喜子*1 京 祥太郎*1 山口 顕秀*1

キーワード：学部留学生、私費留学生、資格外活動、就職活動、在留資格

1. はじめに

日本では2008年に策定された「留学生30万人計画」により留学生が増加傾向にある。現在、日本で在留資格「留学」を有する留学生は、国費留学生、外国政府派遣留学生、私費留学生に分類されており、日本学生支援機構（以下、JASSO）によると、2022年の国費留学生数は8,924人、外国政府派遣留学生は3,008人、私費留学生数は219,214人と圧倒的に私費留学生が多いことがわかる。さらに私費留学生の種類は、日本語学校生や専門学校生、短期大学生や大学学部生、大学院生、更には非正規の交換留学生、研究生など多岐にわたる¹⁾。在留資格「留学」を有する留学生は週28時間以内のアルバイトが認められており、2022年のJASSOの調査では、私費留学生の約67%がアルバイトをしており、職種としては飲食業、営業・販売といった軽労働が多く全体の6割～7割をしめている。地域差もあるが一箇月あたりのアルバイト収入は高等教育機関で79,000円、日本語教育機関で92,000円であり、学費や生活費など留學生活すべての費用をアルバイトで賄うことはできないと言われている²⁾。一部の経済的に困難な留学生の中には、学費や生活費をアルバイトで捻出しているといった留学生もおり、長期にわたりアルバイトの許可された制限時間を超過したなどの理由から、在留資格を変更または更新時に資格外活動違反で変更または更新が不可となってしまうという事例も散見されている。変更または更新不可になった場合は日本で留學を継続することは困難となり、最悪の場合は不法残留の原因になってしまう

う恐れが生じ、偽装留学生などと言われ社会問題となっている。

留学生のアルバイトについて取り扱った先行研究は数多くあり、特に、時系列で留学生の傾向を把握できる数少ない調査の一つであるJASSOが隔年で実施している「私費外国人留学生生活実態調査」の結果を多くの研究者が使用している。しかし、アルバイト調査の多くが日本語学校や大学などに在籍する私費留学生全体の調査であり、JASSOの調査でも学部の私費留学生に焦点を当てた分析は行われていない^{註1)}。

アルバイトの職種に関しては、志甫(2015)は、日本語学校などの進学予備教育機関（以下、日本語教育機関）の非漢字圏の留学生には、日本語が不自由でも働くことが可能な工場勤務や清掃などが多く、正規の学部留学生にはある程度の日本語力が必要なコンビニエンスストアや飲食店が多い傾向があると指摘している³⁾。アルバイトに従事する理由としてはJASSOの調査でも「日本での生活を維持するために必要だから」が毎回7割程度にあるのに対し、「日本人との交流等良い機会になるから」が2割程度であることから、多くの留学生が日本での生活維持のためにアルバイトをしているといえることが示唆される²⁾。

以上のことから、多くの日本語教育機関の留学生がアルバイトを進学準備のための資金稼ぎと捉え、職種は今できるものをしているのに対し、正規の学部留学生は、日本で就職することを視野にいれてアルバイトをしているのでは、と考えられる。そこで、本論では、学部留学生の比率の高い至誠館大学東京キャンパ

*1 至誠館大学 現代社会学部

ス（以下、本学）の留学生におけるアルバイト経験とその現状や卒業時の進路、就職先の業種などとの関係について明らかにすることを目的としている。^{註2)}

2. 至誠館大学生における現状

2-1 調査の概要

本論で使用するデータは、新型コロナウイルス感染症 COVID-19（以下、コロナと表記）が感染拡大する前の2020年と感染拡大後の2023年に卒業した本学の留学生を対象とした。分析対象データは、在籍学生を把握するために半年に1度実施している「アルバイト実施調査」と「進路調査」データを統合し、有効件数238人（2020年卒業が127人、2023年卒業が111

人）とした。

2-2 調査結果

まず「アルバイト経験」は「経験あり」が90.3%（215）で、学生のほとんどがアルバイトを経験しており、最も長期に渡りアルバイトしているところは「コンビニエンスストア」と「専門料理店」が34.0%で最も多いことが確認できた。多くの学生が本学入学後、アルバイトを経験していることがわかる（図1参照）。

他方、進路については「就職」と回答している学生が89.6%（199）で、ほとんどの留学生が就職を希望していたが、「卒業後の進路」では、「卒業時進路

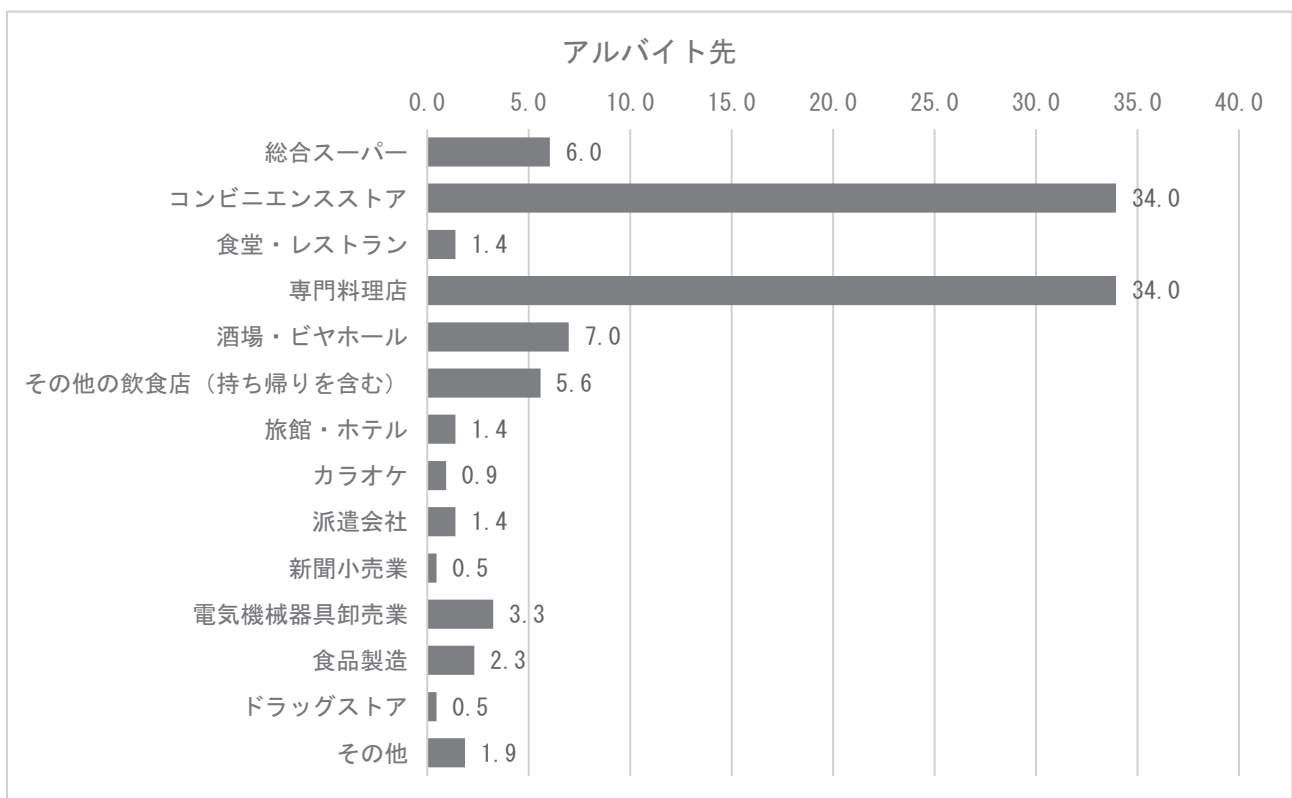


図1 最も就労したアルバイト先

路未定」が49.2%（117）と最も多く、「就職・起業」は43.3%（103）、「帰国」は6.7%（16）、「進学」は0.8%（2）であった（図2参照）。そして「アルバイト経験の有無」と「進路希望」の結果では、「アルバイト経験有」が89.1%（180）が「就職・起業」を希望しており、

これはアルバイト経験がない留学生（95.0%（19））も同じ傾向であった（表1参照）。つまり、アルバイト経験に関係なく、本学の留学生は「就職・起業」を希望していることがわかる。

次いで、「アルバイト経験の有無」と「卒業後の進路」

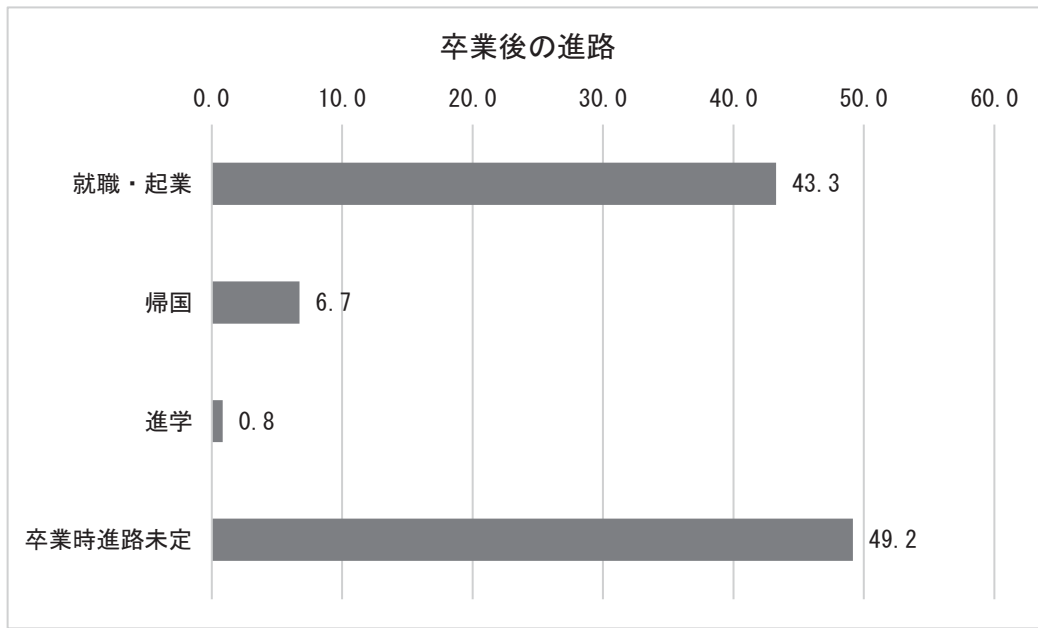


図2 卒業後の進路

		進路希望				合計	
		就職・起業	進学 (研究生を含む)	帰国	未定		
アルバイト経験	あり	度数	180	3	15	4	202
		%	89.1%	1.5%	7.4%	2.0%	100.0%
	なし	度数	19	0	1	0	20
		%	95.0%	0.0%	5.0%	0.0%	100.0%
	合計	度数	199	3	16	4	222
		%	89.6%	1.4%	7.2%	1.8%	100.0%

表1 アルバイト経験の有無と進路希望

では、アルバイト経験がある留学生の 50.2% (108) が「卒業時進路未定」であり、次いで、41.9% (90) が「就職・起業」であった (表2 参照)。つまり、アルバイト経験があっても半数の留学生が、卒業時に進路が未決定であることが確認できた。また、アルバイト経験があり就職が決定した学生の「業種」を見ていくと、「飲食」が 23.5% (19) で、次いで「人材派遣」と「小売」が 17.3% (14)、さらに「職種」では、アルバイト経験にかかわらず、「サービス職業従事者」48.4% (44)

が最も多く、続いて「事務従事者」、「販売」であったことが確認できた (表3、図3 参照)。

2-3 調査結果に関する考察

今回の調査では、アルバイト経験による進路希望や卒業後の進路、業種や卒業年別の卒業後の進路を確認した。しかし、アルバイト経験の有無による明確な特徴は確認できなかった。他方、コロナが本学の留学生の就職に影響していると考えていたが、2020年卒業と

卒業後の進路

		卒業後の進路				合計	
		就職・起業	進学 (研究生を含む)	帰国	卒業時 進路未定		
アルバイト経験	あり	度数	90	2	15	108	215
		%	41.9%	0.9%	7.0%	50.2%	100.0%
	なし	度数	13	0	1	9	23
		%	56.5%	0.0%	4.3%	39.1%	100.0%
	合計	度数	103	2	16	117	238
		%	43.3%	0.8%	6.7%	49.2%	100.0%

表2 アルバイト経験の有無と卒業後の進路

		業種								
		飲食	宿泊	その他 サービス	建設	教育	IT	食品 製造	人材 派遣	
アルバイト経験	あり	度数	19	6	5	4	2	2	1	14
		%	23.5%	7.4%	6.2%	4.9%	2.5%	2.5%	1.2%	17.3%
	なし	度数	1	0	0	0	0	1	2	3
		%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	16.7%	25.0%
	合計	度数	20	6	5	4	2	3	3	17
		%	21.5%	6.5%	5.4%	4.3%	2.2%	3.2%	3.2%	18.3%

		製造	通信	物流	不動産	小売	貿易 (卸売)	農業	合計	
		アルバイト経験	あり	度数	1	1	2	4	14	6
%	1.2%			1.2%	2.5%	4.9%	17.3%	7.4%	0.0%	100.0%
なし	度数		1	0	0	1	1	1	1	12
	%		8.3%	0.0%	0.0%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	100.0%
合計	度数		2	1	2	5	15	7	1	93
	%		2.2%	1.1%	2.2%	5.4%	16.1%	7.5%	1.1%	100.0%

表3 アルバイト経験の有無と業種

2023年卒業の「就職決定」を比較したところ、共に半数以上が「卒業時進路未定」（2020年卒59.1%（75）、2023年卒52.7%（58））であった。

つまり、本学の留学生はアルバイト経験や社会状況

に関係なく、半数以上が進路未決定のまま卒業している特徴があり、これが本学の課題と考えられる。

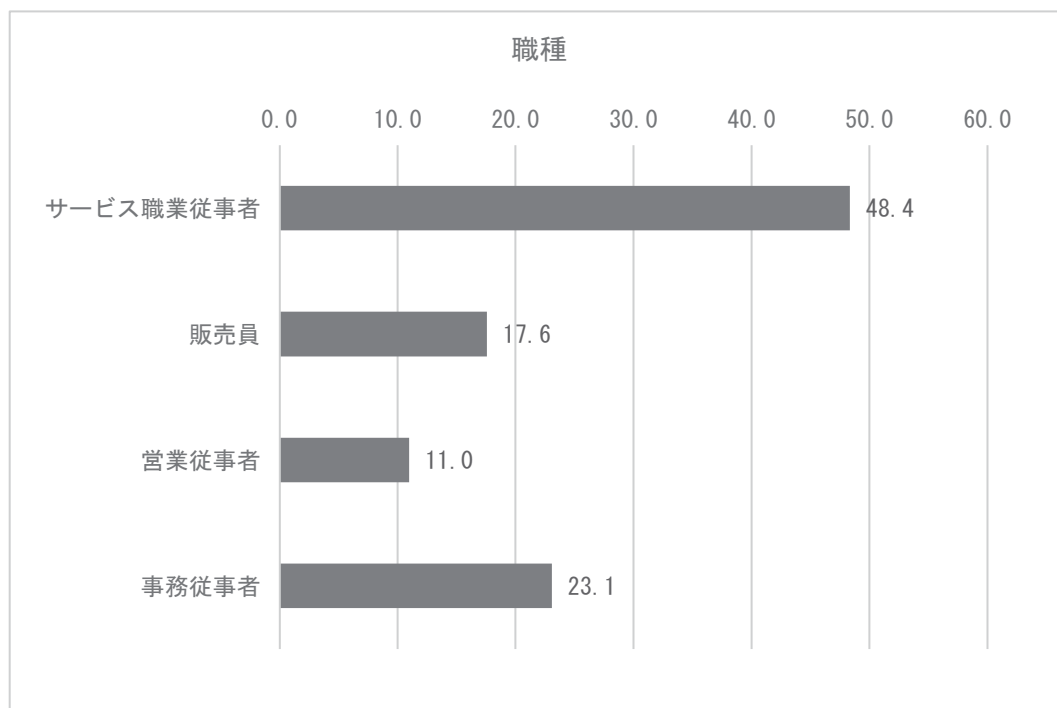


図3 職種

3. 至誠館大学留学生における今後の課題

平成30(2018)年に在留資格「特定技能」が、令和元(2019)年に「特定活動(告示46号)」が新設されたが、「特定活動(告示46号)」は本邦大学卒業者の新たな位置付けとして注目された。出入国在留管理庁のガイドラインによれば、「本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるもの」⁴⁾であり、「特定技能」の新設やそれまで本邦大学卒業者に期待された「高度専門職」^{註3)}と合わせて考えれば「高度専門職」とまで認められにくい私費留学生の一部を労働市場において中堅・中間管理層と位置付けて在留を認めるというのが制度趣旨と考えられる。コンビニエンスストアなどでのアルバイトを通じて日本語での意思疎通能力をより涵養・取得した学生層はほとんど日本語を利用する環境にないアルバイトに従事した学生層より、より日本語を高度に利用しなければならぬであろう業態、職種を卒業後の進路としてい

るはずである。

しかし、本学の調査結果では少なくともそうした制度趣旨に合致した行動がみられるとは言い難いことが分かった。卒業時にJLPTのN1ランクを保持していなければ「特定活動(告示46号)」の許可が下りないため、卒業段階でN1保持率が高くない本学ではその傾向が出にくかったともいえる。

また本学の留学生は、アルバイト先を一般のアルバイト紹介サイトや冊子、クチコミで自ら見つけてくるものが多い。今回の本学の結果から明らかなように、アルバイトでの経験を含む広義のキャリア形成教育の結果が就職活動に活用されているというよりは、就職活動でもアルバイト先探索活動同様の行動により、新卒時には当面の所属先の確保といった側面が強く、1社目の経験が次のステップの足掛かりになっている可能性が高いと考えられる。本学留学生の特徴として、キャリア支援を展開してもそれを活かさず、アルバイト先探索とほぼかわらない就職活動を行い、在学中に内定先・就職先が決まらず「就活浪人化」、在留資格でいえば「特定活動(就職活動)」に変更している可

能性が高いことが示唆される。

このような現状を踏まえ、今後の課題として、現状では卒業後に変更した在留資格の種類を新卒・既卒ともに把握しきれていないため、在留資格の調査をし、そこからさかのぼってどのようなキャリア支援が必要か詳細に検討する必要がある。既卒者の場合、在留資格「特定活動」から何に変更したかも含める必要がある。

キャリア支援教育のベースには留学生の場合、語学力だけではない、たとえば「学力の3要素」^{註4)}のようなもののさらなる涵養もまた必要かもしれない。こうした試みは国費留学生や上位大学の私費留学生とは異なる、日本社会における新たな人材の育成・確保の一助になるといえよう。

[註]

註1 調査対象者は、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、専修学校（専門課程）、準備教育課程を設置する教育施設（以下「準備教育課程」という）及び日本語教育機関（以下「大学等」という。）に在籍する私費外国人留学生を対象とし、国費外国人留学生、外国政府が派遣する政府派遣留学生及び在籍機関が1年未満の交換留学生・短期留学生は対象に含まないこととした。

註2 本論は、「第28回 留学生教育学会研究大会」（2023.09.02）で報告した内容（「私費外国人留学生のアルバイト経験と就職状況について」）に加筆修正を加えたものである。

註3 特別高度人材制度（J-Skip）が令和5年4月に導入されるとともに、本邦大学としてリスト入りしている大学が極めて少ないが、大卒者向けとしては未来創造人材制度（J-Find）と対象人材が「就職活動」又は「起業準備活動」を行う場合、在留資格「特定活動」（未来創造人材）が最長2年間付与されるよう制度が新設された。^{5) 6)}

註4 文部科学省によると、「学力の3要素」とは、①知識・技能の確実な習得、②（①を基にした）思考力、判断力、表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ制度、のことをいう。⁷⁾

[引用文献]

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構（2023）『2022（令和4）年度 外国人留学生在籍状況調査結果』,1-2
- 2) 独立行政法人日本学生支援機構（2022）『令和3年度 私費外国人留学生生活実態調査 概要』,22-27
- 3) 志甫啓（2015）「外国人留学生の受入れとアルバイトに関する近年の傾向について」『日本労働研究雑誌』57（9）,98-115
- 4) 出入国在留管理庁（2020）「留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html（アクセス日 2023.11.10）
- 5) 特別高度人材制度（J-Skip）
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00009.html（アクセス日 2023.11.10）
- 6) 優秀な海外大学等を卒業した者が起業活動・就職活動を行う場合（J-Find）
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities51.html>（アクセス日 2023.11.10）
- 7) 文部科学省（2019）「大学入試改革の現状について」,『令和元年度 文部科学白書』,2

[参考文献]

- 1) 高橋義明（2020）「留学生の資格外活動に与える要因－国籍要因と地域経済要因－」『社会政策』12（1）,123-135
- 2) 伊藤春子・比留間洋一（2019）「私費外国人留学生の特徴－アルバイトに関する意識実態調査から－」『研究紀要』19,29-3

**The Relationship Between the Part-time Work Experience and Employment
Status of Privately-funded International Students
—The Current Status and Challenges of International Student Policy at Small
Private Liberal Arts Universities—**

○Yukiko OGAWA Shotaro MIYAKO Kenshu YAMAGUCHI

Abstract : This paper focuses on the relationship between part-time work experience and subsequent employment status among privately funded international students at Shiseikan University. The number of international students in Japan is on the rise, with privately funded students making up the majority. Students are allowed to work part-time for up to 28 hours per week, and many have part-time work experience. This study analyzes data on the presence of part-time work experience and employment outcomes for students who graduated before and after the spread of COVID-19, in 2020 and 2023. The findings reveal that about half of the graduates remained undecided on their career path despite having part-time work experience, indicating that such experience does not necessarily lead to employment. However, those with part-time work experience tend to be employed in a wider variety of industries.